

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

大分県杵築市長

## 公表日

令和8年1月23日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、大分県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、75歳以上の人と65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人を被保険者として、資格管理、被保険者証の発行、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務            (2)被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務            (3)医療給付の支給に関する事務            (4)保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務            (5)医療給付の一時差止めに関する事務            (6)保険料の賦課に関する事務</p>
③システムの名称	Acrocity後期高齢 大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) MICJET番号連携サーバー 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活課 税務課
②所属長の役職名	市民生活課長 税務課長
6. 他の評価実施機関	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1801
-----	---

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	市民生活課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1806
-----	---

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した
---------

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバー登録や副本登録時には、本人確認を徹底し、住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報により行うことを厳守している。これに加え、当該事務においては、特定個人情報の取扱いにおいて手作業が介在する局面で次のような対策を講じている。 ・入力作業においては、必ず複数人で確認を行い、入力ミスがないようにする。 ・個人情報を含む書類やUSBメモリの管理は、パスワードによる保護や施錠保管を徹底し、複数人で確認する体制を取っている。 ・郵送する場合には、宛先や内容を複数人でダブルチェックし、情報漏洩を防止している。 これらの対策により、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報5. ②所属長	市民課長	市民課長 河野 雄二郎	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年10月10日	I 関連情報5. ①部署	市民課	市民課 税務課	事後	
平成29年10月10日	I 関連情報5. ②所属長	市民課長 河野 雄二郎	市民課長 河野 雄二郎 税務課長 篠田 邦昭	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律27号)第9条第1項 別表第一の59の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の59の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第46条	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報5. ②所属長の役職名	市民課長 河野 雄二郎 税務課長 篠田 邦昭	市民課長 税務課長	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報7. 請求先	〒879-0001	〒873-0001	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報8. 連絡先	〒879-0001	〒873-0001	事後	
平成30年9月27日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年9月27日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年1月28日	I 関連情報1. ③システムの名称	MCWEL後期高齢システム MICJET番号連携サーバ 中間サーバー	Acrocity後期高齢 大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー	事前	
平成31年1月28日	IVリスク対策	—	新様式による追加	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年12月6日	I 関連情報8. 連絡先	—	Eメールアドレスの削除	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月6日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報5. ①部署	市民課 税務課	市民生活課 税務課	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報5. ②所属長の役職名	市民課長 税務課長	市民生活課長 税務課長	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報8. 連絡先	市民課	市民生活課	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月17日	IVリスク対策8. 実施の有無	[○]外部監査	[ ]外部監査	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	記載なし	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号 番号法別表第二の82の項	事前	
令和5年3月6日	I 関連情報3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の59の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の59の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条	事後	
令和5年3月6日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号 番号法別表第二の82の項	番号法第19条第8号 別表第二の82の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第43条の2の2	事後	
令和5年3月6日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和5年3月6日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和5年3月6日	IVリスク対策8. 実施の有無	[ ]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和5年11月15日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月15日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	
令和5年11月15日	IVリスク対策6. 情報ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[ ]接続しない(入手)	事後	
令和5年11月15日	IVリスク対策6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は	[ ]	[ 十分である ]	事後	
令和5年11月15日	IVリスク対策8. 実施の有無	[○]外部監査	[ ]外部監査	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の59の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表85の項	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の82の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第43条の2の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和5年10月1日	令和6年10月1日	事後	
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和5年10月1日	令和6年10月1日	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバー登録や副本登録時には、本人確認を徹底し、住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報により行うことを厳守している。これに加え、当該事務においては、特定個人情報の取扱いにおいて手作業が介在する局面で次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力作業においては、必ず複数人で確認を行い、入力ミスがないようにする。</li> <li>・個人情報を含む書類やUSBメモリの管理は、パスワードによる保護や施錠保管を徹底し、複数人で確認する体制を取っている。</li> <li>・郵送する場合には、宛先や内容を複数人でダブルチェックし、情報漏洩を防止している。</li> </ul> <p>これらの対策により、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月23日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和6年10月1日	令和7年10月1日	事後	
令和8年1月23日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和6年10月1日	令和7年10月1日	事後	